

福山市自治会連合会会章規程

平成26年5月27日
規程第5号

第1条 福山市自治会連合会（以下「この会」という。）は、福山市自治会連合会会章（以下「会章」という。）を定める。

第2条 会章は、この会及びこの会が実施する事業の周知や理解を得るとともに、地域の絆の啓発に資することを目的に、使用するものとする。

第3条 学区（地区・町）自治会（町内会）連合会及び単位自治会（町内会）は、会章の使用を必要とする場合、福山市自治会連合会会長に申し出、会長がこれを認めるときに、使用できるものとする。

第4条 この会は、会章の管理に際して、本規程を遵守するものとする。

第5条 この規程の改廃は、この会の常任理事会の決議による。

附 則

この規程は、平成26年5月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年5月23日から施行する。

福山市自治会連合会会章

1. 市花のばらをモチーフ
2. 3人寄れば文殊の知恵を表す三角形
3. 協力と明るいまちづくりの探求の円
4. 色彩は純白（よどみない心）と緑（豊かさ）としました

